

生徒規則

大洲市立平野中学校

平野中学校の校則である生徒規則は、生徒が学校生活を円滑に営むとともに、社会人としてのマナーやルールを身に付けるために定めたものです。生徒が目指すべき目標、生徒としての行動規範（生徒としてしなければならないこと、してはならないこと）などが、主な内容です。人として成長するために、生徒規則の意義をしっかりと理解し、日々の実践につなげていきましょう。

1 目指す生徒像

- (1) 校訓「敬愛・真実・勤勉」を具現化した望ましい生徒を目指し、学習に意欲的に取り組むとともに、よりよい社会人となることをめざして学習に取り組まなければならない。

<目指す生徒像>

- ・互いに尊重し合い、みがき合う生徒
- ・勉学に努め、正しく判断できる生徒
- ・進んで仕事に励み、汗を流す生徒

2 登下校に関すること

- (1) 登下校は、定められた経路及び方法により、交通ルールを守って行うものとする。
- (2) 自転車通学は許可制とし、自転車通学及び部活動における自転車利用に関する規程は、別に定めるものとする。

3 生活に関すること

- (1) 生徒は、元気のよい挨拶をするとともに、中学生らしい生活態度を身に付けるよう努力しなければならない。
- (2) いじめは、人権を侵害する行為であり、絶対にこれをしてはならない。
- (3) 部活動は、生徒の健全な成長と学校生活を充実させるため、原則として全員部活動に所属する。
- (4) 制服・身だしなみ・頭髪や持ち物等については、校則検討委員会において定めるものとする。
- (5) 反社会的行動が見られた場合は、社会のルールに従って対処する。
- (6) 休業日の生活は、保護者の監督のもとで「大洲市のきまり」に従って生活するものとする。
- (7) ふるさと平野に貢献する精神を持ち、地域の行事に積極的に参加する。

4 連絡・相談に関すること

- (1) 欠席及び遅刻をするときは、学校に連絡をするものとする。
- (2) 住所及び通学方法等を変更する場合は、保護者を通じて学級担任に連絡するものとする。
- (3) アルバイトをする場合は、保護者を通じて学級担任に届け出をし、学校長並びに労働基準監督署長の許可を受けなければならない。
- (4) 学校の施設や設備などの器物を破損した場合は、理由の如何を問わず学級担任または担当教員に届け出なければならない。
- (5) 教育相談を受けたい者は、学級担任を通してまたは直接、スクールカウンセラーに申し出るものとする。

5 その他、必要な事項については学校長が別に定める。